

日 銀 業 第 1 号
2019 年 1 月 15 日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日 本 銀 行 業 務 局

「国債振替決済制度に関する規則」の一部改正に関する件

外国間接参加者の承認を受けることを希望する際の申請に関する手続の合理化を図る観点から、標記規程（平成15年1月9日付日銀業第4号別紙2）を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「国債振替決済制度に関する規則」中一部改正

- 第五条第三項を横線のとおり改める。

- 3 規程第十五条第二項に規定する日本銀行が別に定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 略（不変）
 - 二 ~~前号の証の内容がその外国間接参加者の承認を受けようとする者の所在地国の国際私法及び国際民事訴訟法に照らして有効である旨の法律事務所からの意見書削除~~
 - 三 } 略（不変）
 - 四 } 略（不変）
 - 五 } 略（不変）